火災予防上の命令を受けている対象物一覧

【令和5年10月20日更新】

1		
防火対象物の所在地		秋田県能代市出戸本町 12番 42号
防火対象物の名称		株式会社ハカマタ
命令を受けた者の氏名		袴田誠一
根拠法令		消防法第17条の4第1項
命令事項		令和3年5月12日までに、防火対象物全体に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置すること。
命令年月日		令和3年2月12日
管轄消防署		能代消防署 ※消防本部消防長による命令

2		
防火対象物の所在地		秋田県能代市字中関2番地、36番地
防火対象物の名称		有限会社加賀材木店 第1工場
命令を受けた者の氏名		加賀 満
根拠法	; 令	消防法第17条の4第1項
命令事項		令和5年4月17日までに、上記防火対象物全体に屋内消火栓設備 を設置すること。
命令年月日		令和4年12月15日
管轄消防署		能代消防署

3		
防火対象物の所在地		秋田県山本郡三種町鵜川字西鵜川 10番地 1
防火対象物の名称		小川孝茂個人所有建物
命令を受けた者の氏名		小川孝茂
根拠法令		消防法第17条の4第1項
命令事項		1 令和6年1月5日までに、上記防火対象物全体に屋内消火栓 設備を設置すること。 2 令和6年1月5日までに、上記防火対象物全体に自動火災報 知設備を設置すること。
命令年	月日	令和5年10月5日
管轄消防署		三種消防署

4	
防火対象物の所在地	秋田県能代市畠町8番11号
防火対象物の名称	有限会社グランドファミリー家具のたなか
命令を受けた者の氏名	有限会社グランドファミリー家具のたなか 取締役 田中省平
根拠法令	消防法第17条の4第1項
命令事項	1 令和6年2月 20 日までに、上記防火対象物全体に屋内消火 栓設備を設置すること。 2 令和6年2月 20 日までに、上記防火対象物の1階給湯室に 設置されている自動火災報知設備の受信機を、消防法に基づ く技術上の規格に適合するものに取り替えること。
命令年月日	令和5年10月20日
管轄消防署	能代消防署 ※消防本部消防長による命令